

公立大学法人広島市立大学予算規程

平成22年4月1日

規 程 第 62 号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 予算の編成（第4条—第6条）

第3章 予算の配分（第7条・第8条）

第4章 予算の執行（第9条—第14条）

第5章 予算執行結果の報告（第15条）

第6章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学会計規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第5号。以下「会計規則」という。）第14条の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）における予算の編成、執行等に係る手続について定めることにより、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

2 予算の手続その他必要な事項については、法令及び法人の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において「予算」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第27条第1項に規定する年度計画を達成するために措置される予算をいう。

（予算単位及び予算管理者）

第3条 会計規則第10条に定める予算単位及び予算管理者は、別表のとおりとする。

2 予算管理者は、予算責任者の統括のもと、当該予算単位内の予算案の作成及び予算の執行管理を行うものとする。

（財務会計システムによる処理）

第3条の2 予算見積書等の作成、予算の配分、執行その他予算事務は、財務会計システム（電子情報処理組織を使用して財務及び会計に関する事務を行うための情報処理のシステムで、総務室長が管理するものをいう。）により行うことができ

る。

第2章 予算の編成

(予算編成方針)

第4条 理事長は、会計規則第11条第1項に定める予算編成方針を策定したときは、速やかに予算管理者に通知するものとする。

(予算単位の予算見積書の提出)

第5条 予算管理者は、予算編成方針に基づき、その所管する予算単位の予算見積書を作成し、予算責任者に、その指定する期日までに提出しなければならない。

(予算案の作成)

第6条 予算責任者は、前条の予算見積書を取りまとめて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の予算見積書に基づき、会計規則第11条第1項に定める予算案を作成するものとする。

第3章 予算の配分

(予算の配分)

第7条 理事長は、会計規則第11条第2項の規定により予算を決定したときは、速やかに予算責任者に通知するものとする。

2 予算責任者は、前項の通知を受けたときは、速やかに予算単位の予算を配分し、予算管理者に通知しなければならない。

3 理事長は、追加の予算措置に備えるため、予算の一部を留保することができる。

(予算の追加配分)

第8条 理事長は、追加の予算措置が必要と認めるときは、予算の範囲内で、予算単位の予算の配分を行うことができる。

2 理事長は、前項の予算の配分を決定した場合には、予算管理者に対して速やかに通知するものとする。

3 理事長は、あらかじめ予算において指定した場合は、前2項の予算の配分を予算責任者に行わせることができる。

第4章 予算の執行

(執行計画)

第9条 予算管理者は、第7条第2項の規定による通知を受けたときは、所定の執行計画を定め、予算責任者に提出しなければならない。

2 予算責任者は、前項の執行計画を取りまとめ、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の規定により提出のあった執行計画を審査し、決定するものとする。

(収入予算の確保)

第10条 予算責任者及び予算管理者は、予算に基づき収入額の確保に努めなければならない。

(支出予算の執行)

第11条 予算責任者及び予算管理者は、予算に基づき、これを執行しなければならない。この場合において、予算を超えて執行してはならない。

2 予算管理者は、予算の執行に当たっては、常に予算と実績の比較検討を行い、その適正な執行に努めなければならない。

3 寄附金、受託研究費及び受託事業費等の特定の収入を財源とする予算は、入金の確認がなければ執行することはできない。ただし、経理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(予算の流用)

第12条 理事長は、予算総額の範囲内で、予算を変更して執行する必要があると認めたときは、他の予算科目から流用して執行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、施設整備補助金、寄附金、受託研究費及び受託事業費等を財源とする予算については、他の予算科目から流用し、又は他の予算科目に流用することはできない。

(予算の補正)

第13条 経理責任者は、予算を補正する必要があると認めるときは、補正予算見積書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、予算を補正する必要があると認めるときは、あらかじめ経営協議会の審議の後、理事会の議を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学納金等の法人の自己収入の増加によるとき及び緊急かつやむを得ない理由による場合は、理事長がこれを決定する。

4 前項の規定により予算の補正を決定したときは、理事長は、次の理事会及び経営協議会にこれを報告しなければならない。

(予算の繰越)

第14条 予算責任者は、予算のうち翌年度に繰り越す必要があると認めるものがあるときは、繰越予定予算見積書を作成し、理事長に提出しなければならない。

第5章 予算執行結果の報告

(債務負担行為)

第14条の2 予算責任者は、債務負担行為をする必要があると認めるものがあるときは、債務負担行為見積書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(予算単位における執行報告)

第15条 予算管理者は、所管の予算単位における予算の執行結果を、予算責任者にその指定する期日までに報告しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、予算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

予算単位及び予算管理者

予算単位	予算管理者
企画室	企画室長
総務室	総務室長
教務・学部運営室	教務・学部運営室長
学生支援室	学生支援室長
地域共創・研究推進室	地域共創・研究推進室長